鳥取県告示第266号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成21年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 西伯郡大山町長田字王平1052の1、1052の3、1052の57、1052の62から1052の64まで、1052の71、1052の81
- 2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び大山町役場に備え置いて 縦覧に供する。)